

# 山梨県公報

号外第六号

平成二十年

二月十四日

木曜日

## 目次

### 人事委員会

- 一 山梨県職員の自己啓発等休業に関する規則……………
- 二 職員任用に関する規則の一部を改正する規則……………
- 三 人事記録に関する規則の一部を改正する規則……………
- 三 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………
- 三 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………
- 四 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………
- 四 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………
- 五 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………
- 五 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………
- 六 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………
- 六 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………
- 七 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………
- 七 平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則……………
- 八 短時間勤務職員の給料月額に関する規則の一部を改正する規則……………
- 八 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………
- 八 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………
- 九 寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則……………
- 九 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………
- 九 特勤勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………
- 一〇 期末手当及び勤奨手当に関する規則の一部を改正する規則……………
- 一〇 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………

- 一 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則……………
- 二 山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則……………
- 二 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………
- 二 山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………
- 四 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………
- 四 山梨県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則……………
- 一六

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第一号

山梨県職員の自己啓発等休業に関する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

### 山梨県職員の自己啓発等休業に関する規則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年山梨県条例第六十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (任命権者)

第二条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十六条の五に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第三条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十七条に規定する大学院の課程(同法第四百四条第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)(又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。))の課程であつて、その修業年限が二年を超え、三年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

#### (自己啓発等休業の承認の申請手続)

第四条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書により、自己啓発等休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

**第五条** 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

**第六条** 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整については、当該自己啓発等休業の期間を大学等における修学(職員としての職務に特に有用であると認められるもので人事委員会の事前の承認を受けたものに限る。)又は国際貢献活動のためのものにあつては百分の百以下、それ以外のものにあつては百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)第二十三条の二、山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)第二十条の二及び山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)第十九条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらずその者の号給を調整することができる。

3 前二項に定める号給の調整は、あらかじめ人事委員会の承認を得て行うものとする。

(自己啓発等休業をした職員の退職手当の取扱い)  
**第七条** 条例第十一条第二項の規定により読み替えて適用される山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号。以下「退職手当条例」という。)(第七条第四項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によつて当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資するものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日(条例第七条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあつては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日)までに、任命権者が人事委員会の承認を受けたこと。

二 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として法第二十九条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

三 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(退職手当条例第七条第五項の規定により職員としての引き続いた在職期間を含むもの)とされる期間を含む。)が五年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

イ 通勤(退職手当条例第二条第二項に規定する通勤)他の法令等の規定により通

勤とみなされるものを含む。)をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病(以下「傷病」という。)若しくは死亡により退職した場合又は退職手当条例第五条第一項に規定する公務上の傷病若しくは死亡(他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。)により退職した場合  
ロ 法第二十八条の二第二項の規定により退職した場合(法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

八 退職手当条例第七条の四第五項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当して退職した場合

2 前項第三号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 法第二十八条第二項の規定による休職の期間(通勤による傷病又は退職手当条例第五条第一項に規定する公務上の傷病(他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。))により法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。)

二 法第二十九条の規定による停職の期間

三 法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間

四 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条第一項の規定による育児休業をした期間

五 自己啓発等休業をした期間

六 前各号の期間に準ずる期間  
(雑則)

**第八条** この規則に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

**附 則**  
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第二号**  
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会  
委員長 小 澤 義 彦

職員に関する規則の一部を改正する規則  
職員に関する規則(昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次の

ように改正する。

別表第一第一号の表民間企業等職務経験者職員採用試験の項中「三級」を「二級」に、「四級」を「三級」に改める。

別表第二職員採用上級試験の項中

生活改良	主として生活改良に 関する知識・技術又 はその能力を必要と する業務に従事する ことを職務とする職
農業土木	主として農業土木に 関する知識・技術又 はその他の能力を必 要とする業務に従事 することを職務とす る職

を

生活
----

改良

主として生活改良に  
関する知識・技術又  
はその能力を必要と  
する業務に従事する  
ことを職務とする職

に改める。

別表第七第八号中及び別表第八第六号中「第六条第一項」の下に「及び第十八条第一項」を加える。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

### 山梨県人事委員会規則第三号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤義彦

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「及び臨時的に任用された職員」の下に「、同法第十八条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」を加える。

別表第一25の項中「育児休業中の職員」の次に「、自己啓発等休業中の職員」を加え、同表54の項の次に次のように加える。

55 自己啓発等休業

法第二十六条の五第一項の規定により、職員の自己啓発等休業を承認する場合をいう。

56 育児短時間勤務

地方公務員育児休業法第十条の規定により、職員の育児短時間勤務を承認する場合をいう。

57 育児短時間勤務失効

地方公務員育児休業法第十二条において準用する同法第五条第一項の規定により、職員の育児短時間勤務の承認が失効した場合をいう。

58 育児短時間勤務取消

地方公務員育児休業法第十二条において準用する同法第五条第二項の規定により、職員の育児短時間勤務の承認を取り消す場合をいう。

59 短時間勤務

地方公務員育児休業法第十七条の規定により、育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせる場合をいう。

60 短時間勤務終了

育児短時間勤務の例による短時間勤務が終了した場合をいう。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

### 山梨県人事委員会規則第四号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤義彦

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号を次のように改める。

一 育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けて当該育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）をいう。以下同じ。）県職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を七からその者の一週間当たりの週休日である日の数を減じたもので除して得た数

第五条第三項第二号中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第



二項」に、「をいう」を「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう」に、「第一条第二項」を「第一条第三項」に、「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同項第三号中「第一条第三項」を「第一条第四項」に、「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 県職員勤務時間条例第二条第五項又は学校職員勤務時間条例第三条第五項に規定する職員 県職員勤務時間条例第二条第五項又は学校職員勤務時間条例第三条第五項の規定により定められたその者の一週間当たりの平均勤務時間を五で除して得た数

第二十三条の八第二号中「表彰若しくは」を「表彰又は」に改める。

第三十条第三項第二号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に、「第三条第二項」を「第三条第四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 育児短時間勤務職員等 県職員勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

第三十三条の二第一項中「額と」を「額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に県職員勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数）を、その額に、その額を、その額」に、「第二条第二項」を「第一条第三項」に、「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「乗じて」を「それぞれ乗じて」に、「額」を「額とする」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第五号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のよ

うに定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「額」を「額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員）」に、「第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第二項」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に改める。

附則第十五項第三号中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第六号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（平成十九年山梨県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「経過措置基準額」を「経過措置基準額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該経過措置基準額に山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第七号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号を次のように改める。

一 育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けて当該育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）をいう。以下同じ。） 県職員勤務時間条例第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を七からその者の一週間当たりの週休日である日の数を減じたもので除して得た数

第五条第三項第二号中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」に、「をいう」を「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう」に、「第二條第二項」を「第二條第三項」に、「第三條第二項」を「第三條第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

三 県職員勤務時間条例第二条第五項又は学校職員勤務時間条例第三条第五項に規定する職員 県職員勤務時間条例第二条第五項又は学校職員勤務時間条例第三条第五項の規定により定められたその者の一週間当たりの平均勤務時間を五で除して得た数

第二十条の八第二号中「表彰若しくは」を「表彰又は」に改める。

第二十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「（再任用短時間勤務職員にあつては、その額に県職員勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数）を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」に改める。

り捨てた額とする。）を削り、同項ただし書中「（再任用短時間勤務職員について、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を削り、同項の次に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に当該各号に定める数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が給料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 育児短時間勤務職員等 県職員勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 再任用短時間勤務職員 県職員勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

第二十七条の三第一項中「額と」を「額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に県職員勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）と」に改め、同条第二項中「額（」を「額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に県職員勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、」に、「その額」を「その額」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「乗じて」を「それぞれ乗じて」に、「額（」を「額とする。）」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第八号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会  
委員長 小澤 義彦

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「額」を「額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員又は）」に、「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項」に、「占める職員に」を「占めるものに」に、「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た」を「第二十七条第三項第一号及び第二号に規定する短時間勤務職員の区分に応じて、当該各号に定める」に改める。  
附則第十三項第三号中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第九号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会  
委員長 小澤 義彦

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則  
山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「経過措置基準額」を「経過措置基準額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該経過措置基準額に山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山

梨県条例第二十七号）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）に」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会  
委員長 小澤 義彦

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号を次のように改める。

一 育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けて当該育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）をいう。以下同じ。） 県職員勤務時間条例第二十条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を七からその者の一週間当たりの週休日である日の数を減じたもので除して得た数

第五条第三項第二号中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」に、「をいう」を「同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同項第三号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 県職員勤務時間条例第二条第五項に規定する職員 同項の規定により定められたその者の一週間当たりの平均勤務時間を五で除して得た数

第十九条の六第二号中「表彰若しくは」を「表彰又は」に改める。

第二十四条の四第三項第二号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改め、同号と同項第三号とし、同項第一号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 育児短時間勤務職員等 県職員勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

第二十五条の二第一項中「額と」を「額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額



に県職員勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とに改め、同条第二項中、「額」を「額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に県職員勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た額を、)、その額」を「その額」に、「第一条第二項」を「第二条第二項」に、「乗じて」を「それぞれ乗じて」に、「額」を「額とする。」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 山梨県人事委員会規則第十一号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

#### 山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中、「額」を「額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員)」に改め、「第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第二項」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に改める。

附則第十五項第三号中、「第四条第一項第二号から第五号まで」を「第四条第一項第二号から第六号まで」に、「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 山梨県人事委員会規則第十二号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

#### 山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(平成十九年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「経過措置基準額」を「経過措置基準額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該経過措置基準額に山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 山梨県人事委員会規則第十三号

平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

#### 山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号二中、「第二条」を「。以下「育児休業法」という。」(第二条)に改め、同条第十二号中「第六条又は」を「第八条」に、「の規定」を「又は山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年山梨県条例第六十号)第十条の規定」に改める。

第三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 切替日以降に育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務(次条第一項第四号において「育児短時間勤務」という。)を始めた職員

第四条第一項中第五号を第六号とし、同項第四号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「額」を「額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」に改め、同号を同項第五号とし、同項

第三号の次に次の一号を加える。

四 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十四号

短時間勤務職員の給料月額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

短時間勤務職員の給料月額に関する規則の一部を改正する規則

短時間勤務職員の給料月額に関する規則（平成十三年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

題名中「短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

本則を次のように改める。

次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）第八条の六、山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）第八条の二又は山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）第八条の五

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの 山梨県職員給与条例第八条の八、山梨県学校職員給与条例第八条の四又は山梨県

警察職員給与条例第八条の七

三 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第四条の規定により採用された職員 山梨県職員給与条例第八条の十又は山梨県警察職員給与条例第八条の九

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十五号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和四十二年山梨県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「額と」を「額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）と」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十六号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号）の一部を次



のように改正する。

第十七条第一項第三号及び第十七条の三第二項中「又は地方公務員法」を「地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、又は同法」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 山梨県人事委員会規則第十七号

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中又をルとし、リを又とし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしている職員

#### 附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 山梨県人事委員会規則第十八号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「かかる」を「係る」に改め、同項第二号中「第二項第三項」を「第二項第四項」に、「第三項第三項」を「第三項第四項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第一号中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」に、「をいつ」を「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいつ」に改め、「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下、「及び」という。）を削り、「第二項第二項」を

「第二項第三項」に、「第三項第二項」を「第三項第三項」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次のように加える。

一 育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けて当該育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）をいう。） 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「県職員勤務時間条例」という。）（第二項第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数） 第三十三条第二項中「（職員勤務時間条例）」を「（県職員勤務時間条例）」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 山梨県人事委員会規則第十九号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第二項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を、同日における山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項

に規定する勤務時間で除して得た数でそれぞれ除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額」とあるのは、「給料の月額に、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数それぞれ乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を、同日における山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数でそれぞれ除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第四条第二項中「次項」を「以下この条」に、「同じ」を「異動等の日」というに改め、同条第三項各号中「職員給与と条例第二十五条の二第一項、学校職員給与と条例第十六条の五第一項及び警察職員給与と条例第二十二條の二第一項に規定する異動又は公署等の移転の日」を「異動等の日」に改め、同条に次の一項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第二項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を、異動等の日における山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数それぞれ除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第二項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「給料の月額に、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数それぞれ乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を、異動等の日における山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数でそれぞれ除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

#### 附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 山梨県人事委員会規則第二十号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤義彦

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「第五条の三第一項」を「第七条第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同条に次の一号を加える。

十一 法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしている職員

第二条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二号中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」に、「再任用短時間勤務職員」を「再任用職員」という。）で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの

(以下「再任用短時間勤務職員」に改め、同号口及び八中「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号。以下「任期付職員条例」という。))第四条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))を削る。

第四条の四第二項中「給料月額に乗ずる」を「百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める」に改める。

第五条第二項第一号中「第六号」を「第五号」に、「同条第七号」を「同条第六号」に改め、同項第二号中「第一条第七号」を「第一条第六号」に改め、同項第三号中「及び第一条第十一号」を「並びに第一条第十号及び第十一号」に改め、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。))として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(職員勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数)をいう。

第十一条第二項第五号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

第七条第二号中「第七号まで」を「第六号まで、第十号及び第十一号」に改め、同条第三号中「第五条の三第二項」を「第七条第二項」に改め、同条第六号を削る。

第十一条第二項第一号中「第七号」を「第六号」に改め、同項第二号中「第一条第十一号」を「第一条第十号」に改め、同項第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同項第七号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第十一条第二項第二号中「第一条第十一号」を「第一条第十号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間

第十三条第一項中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(次条において「再任用職員」という。))」を「再任用職員」に改める。

### 附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

### 山梨県人事委員会規則第二十一号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則  
義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年山梨県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員にあつては、その額に山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。))」を削り、同条第一号中「地方公務員法」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)」に、「職員であるとき」を「職員(以下「再任用職員」という。))であるとき」に改め、同条に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に当該各号に定める数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一 育児休業法第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けて当該育児短時間勤務をしている職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)) 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 再任用職員で地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

### 附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

### 山梨県人事委員会規則第二十二号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。



平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十三号

山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の退職手当に関する規則（昭和六十一年山梨県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「事由により現実に職務をとることを要しない期間」の下に「又は同法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業（山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年山梨県条例第六十号）第一条第二項の規定により読み替えて適用される条例第七条第四項に規定する場合に該当するものを除く。）により現実に職務をとることを要しない期間」を加え、同条第二号中「期間に限る。」の下に「又は同法第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による勤務を含む。）により現実に職務をとることを要しない期間」を加える。

える。

第十一条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第三項中「又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第三十三条の十第一項又は第二項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金」を削り、同条第四項中「又は船員保険法の規定による失業保険金」を削る。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十一条の改正規定は、日本年金機構法（平成十九年法律第九号）の施行の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十四号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第五条の二 第二条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

第六条に次の一項を加える。

3 条例第八条第一項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、第一項第三号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に対し、労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十三条の許可に適合するように当該勤務を命じることができない場合とする。

第八条第二項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「第二条第三項」を「第二条第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 条例第八条第二項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は

緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第十条第一項を次のように改める。

条例第十二条第一項第一号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員に区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- 一 育児短時間勤務職員等 二十日
- 二 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものに限る。） 二十日に再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数
- 三 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（前号に掲げるものを除く。） 百六十時間に条例第二条第三項及び第四項の規定に基づき定められた再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、八時間を一日として日に換算して得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

第十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項第三号の年次有給休暇の日数が労働基準法第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

第十条の二第四項中「二十日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇の残日数（当該日数が二十日を超える場合には、二十日）を加えて得た日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる職員が再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）（当該」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（その」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に依り、次に掲げる日数
- イ 当該年の初日に職員となった場合 二十日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該残日数が二十日を超える場合にあっては、二十日）を加えて得た日数
- ロ 当該年の初日後に職員となった場合 この号イの日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

二 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数

第十二条第二項中「第十条」を「育児短時間勤務職員等及び第十条第一項第三号」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 一時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもつて一日とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 八時間
- 二 育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数
- イ 育児休業法第十条第一項第一号又は第四号 四時間
- ロ 育児休業法第十条第一項第二号 五時間
- ハ 育児休業法第十条第一項第三号 四・八時間

三 山梨県職員の育児休業等に関する条例（平成四年山梨県条例第一号）第十二条第一号及び第二号に掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

- イ 一週間当たりの勤務時間が二十時間 四時間
- ロ 一週間当たりの勤務時間が二十五時間 五時間
- ハ 一週間当たりの勤務時間が二十四時間 四・八時間

四 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものに限る。） その者の勤務日の一日当たりの勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

第十三条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二十三条第二項を次のように改める。

- 2 職員の育児休暇の期間は、次の各号に掲げる職員にあっては当該各号に定める期間とする。
- 一 次号に掲げる職員以外の職員 一日二回それぞれ六十分以内の期間
- 二 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 一日の勤務時間が四時間以下の場合は一、一回三十分以内の期間、四時間を超える場合は一日二回それぞれ三十分以内の期間

3 前項の規定にかかわらず、当該職員以外の親が当該職員が前項の休暇を使用しようとする日における同項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第六十七条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、一日二回それぞれ六十分（同項第二号に掲げる職員にあっては同号に定める期間）から当該承認

又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間とする。  
第二十三条の二第三項中、「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改める。  
第二十四条第二項中、「半日」を「一時間」に、「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改める。

第二十四条の二第二項中、「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十五号

山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の育児休業等に関する規則（平成四年山梨県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条を第十五条とする。

第七条中、「第四条」を「第十一条」に改め、同条を第十四条とする。

第六条第二項中、「第二条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条を第十三条とする。

第五条を第七条とし、同条の次に次の五条を加える。

（条例第十一条第五号の人事委員会規則で定める方法）

第八条 条例第十一条第五号の人事委員会規則で定める方法は、第一条に定める方法とする。

（条例第十二条の人事委員会規則で定める日数及びび時間）

第九条 条例第十二条ただし書の人事委員会規則で定める日数は十二日とし、同条ただし書の人事委員会規則で定める時間は十六時間とする。

（育児短時間勤務の承認又は期間延長の請求手続）

第十条 条例第十三条の人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書は、人事委員会が別に定める。

2 第三条第二項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第十一条 第五条の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、同条第一項第四号中、「条例第五条第一号」とあるのは、「条例第十四条第一号」と読み

替えるものとする。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給与の取扱い）

第十二条 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員の給与については、山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第四条の規定により採用された職員とみなして、山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）その他の給与に関する人事委員会規則の規定を適用するものとする。

第四条の二の見出しを、「（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間）」に改め、同条中、「第五条の三第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第一号中、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）」を「育児休業法」に改め、同条第二号中、「第七号まで」を「第六号まで及び第十一号」に改め、同条を第六条とする。

第四条第三項中、「第二条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条を第五条とする。  
第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（条例第三条第四号の人事委員会規則で定める方法）

第三条 条例第三条第四号の人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十六号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第四条の二 第二条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第



百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

第五条に次の一項を加える。

3 条例第九条第一項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、第一項第三号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に対し、労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十三条の許可に適合するように当該勤務を命じることができない場合とする。

第七条第二項中「第三条第二項」を「第一条第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 条例第九条第二項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第九条第一項を次のように改める。

条例第十三条第一項第一号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 育児短時間勤務職員等 二十日

二 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものに限る。） 二十日に再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

三 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（前号に掲げるものを除く。） 六十時間に条例第三条第三項及び第四項の規定に基づき定められた再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、八時間を一日として日に換算して得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

第九条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第三号の年次有給休暇の日数が労働基準法第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

第九条の二第四項中「二十日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇の残日数（当該日数が二十日を超える場合にあつては、二十日）を加えて得た日数から、

職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる職員が再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）（当該「を」次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（その「に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数

イ 当該年の初日に職員となつた場合 二十日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該残日数が二十日を超える場合にあつては、二十日）を加えて得た日数

ロ 当該年の初日後に職員となつた場合 この号イの日数から職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

二 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数

第十一条第二項中「第九条」を「育児短時間勤務職員等及び第九条第一項第三号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 半日を単位とする年次有給休暇を日に換算する場合には、一回をもつて一日とし、一時間を単位とする年次有給休暇を半日に換算する場合には、四時間をもつて半日とし、一時間を単位とする年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもつて一日とする。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 八時間

二 育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

イ 育児休業法第十条第一項第一号又は第四号 四時間

ロ 育児休業法第十条第一項第二号 五時間

ハ 育児休業法第十条第一項第三号 四・八時間

三 山梨県職員の育児休業等に関する条例（平成四年山梨県条例第一号）第十二条第一号及び第二号に掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

イ 一週間当たりの勤務時間が二十時間 四時間

ロ 一週間当たりの勤務時間が二十五時間 五時間

ハ 一週間当たりの勤務時間が二十四時間 四・八時間

四 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものに限る。） その者の勤務日の

一日当たりの勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）  
第二十二条第二項を次のように改める。

2 職員の育児休暇の期間は、次の各号に掲げる職員にあつては当該各号に定める期間とする。

- 一 次号に掲げる職員以外の職員 一日二回それぞれ六十分以内の期間
- 二 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 一日の勤務時間が四時間以下の場合は一、一回三十分以内の期間、四時間を超える場合は一日二回それぞれ三十分以内の期間

第二十二条に次の一項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、当該職員以外の親が当該職員が前項の休暇を使用しようとする日における同項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第六十七条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、一日二回それぞれ六十分（同項第二号に掲げる職員にあつては同号に定める期間）から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間とする。

**附則**

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第二十七号**

山梨県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

**山梨県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則**

山梨県職員の留学費用の償還に関する規則（平成十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一号を加える。

- 五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした期間又は法人の就業規則等の定めによる自発的な大学等における修学（地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する大学等における修学をいう。）若しくは国際協力の促進に資する外国における奉仕活動への参加のための休業をした期間

**附則**

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。